

議案第111号

大阪市有料道路通行料金条例の一部を改正する条例案

大阪市有料道路通行料金条例（平成元年大阪市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市有料道路の設置等に関する条例

第1条中「本市が設置した有料の」を「、その通行に係る料金（以下「通行料金」という。）を徴収する」に、「通行に係る料金（以下「通行料金」という。）」を「設置及び通行料金」に、「ついて」を「関し」に改める。

第2条の見出しを「(有料道路の設置)」に改め、同条中「有料道路の」を「本市に有料道路を設置し、その」に改め、同条に次の1項を加える。

2 有料道路の延長は、0.9キロメートルとする。

第8条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条ただし書中「災害その他特別の理由により有料道路を通行することができなくなったと市長が認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「できる」を「ある」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 災害その他通行者の責めに帰すことのできない特別の事由により有料道路を通行することができなくなったとき
- (2) その他市長が特別の事由があると認めるとき

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(有料道路の構造)

第3条 有料道路の道路の区分（道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造

令」という。)第3条第1項及び第2項の規定による道路の区分をいう。)は、第4種第1級とする。

2 有料道路の車線(構造令第2条第5号に規定する車線をいう。)の数は、4とする。

3 有料道路の車線の幅員は、3.25メートルとする。

4 有料道路の設計速度(構造令第2条第22号に規定する設計速度をいう。)は、1時間につき60キロメートルとする。

5 有料道路の設計自動車荷重は、20トンとする。

別表中「(第4条)」を「(第5条)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

道路整備特別措置法に基づき、その通行に係る料金を徴収する道路の設置及び当該料金の徴収に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市有料道路通行料金 条例 (抄)
の設置等に関する

(趣 旨)

第1条 この条例は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第18条第1項の規定に基づき
本市が設置した有料の 道路（以下「有料道路」とい
、その通行に係る料金（以下「通行料金」という。）を徴収する

う。）の通行に係る料金（以下「通行料金」という。）の徴収について必要な事項を定めるも
設置及び 関し

のとする。

(有料道路の区間)
設置

第2条 有料道路の 区間は、市道豊里城北線のうち東淀川区豊里1丁目から
本市に有料道路を設置し、その

旭区生江3丁目までとする。

2 有料道路の延長は、0.9キロメートルとする。

(有料道路の構造)

第3条 有料道路の道路の区分（道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）

第3条第1項及び第2項の規定による道路の区分をいう。）は、第4種第1級とする。

2 有料道路の車線（構造令第2条第5号に規定する車線をいう。）の数は、4とする。

3 有料道路の車線の幅員は、3.25メートルとする。

4 有料道路の設計速度（構造令第2条第22号に規定する設計速度をいう。）は、1時間につき60
キロメートルとする。

5 有料道路の設計自動車荷重は、20トンとする。

第3条－第5条 省 略

第4条 第6条

(通行料金の還付)

第6条 既納の通行料金は、還付しない。ただし、災害その他特別の理由により有料道路を通行
第7条 次の各号のいずれかに該当する

することができなくなったと市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
ある。

(1) 災害その他通行者の責めに帰すことのできない特別の事由により有料道路を通行すること
ができなくなったとき

(2) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(罰 則)

第7条 省 略

第8条

(施行の細目)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。

第9条 関し 市規則で

別表 (第4条関係)

第5条

省

略